

## 特集

## 防災・減災対策

## インタビュー2

## 暴風雪時の道路管理・北海道の取り組み

# 暴風雪から交通と生命を守る 7つの取り組み方針を策定



北海道  
建設部建設政策局維持管理防災課  
維持担当課長 永山 秀明氏

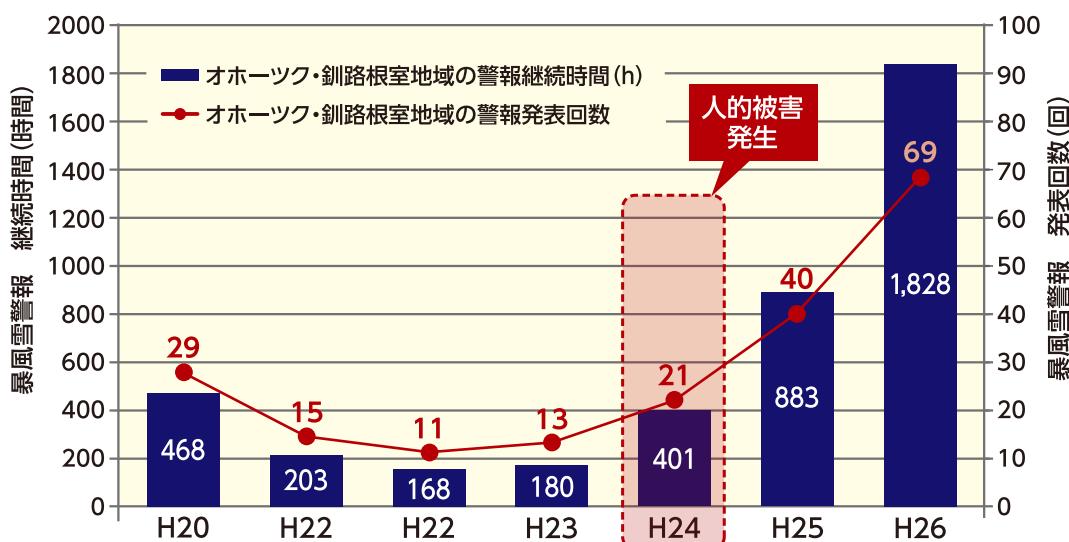
平成25年3月の暴風雪による多大な被害の発生を踏まえ、北海道では平成25年度に設置した「道路管理に関する検討委員会」の提言を受け、冬期における道路管理の充実強化の取り組みを2年間実施してきた。今年度、「道路管理に関する検討委員会」を再設置、平成27年9月に、実施してきた取り組みの検証と新たな課題とその解決のために提言が出された。その内容と暴風雪災害に対する北海道の取り組みについて、北海道建設部建設政策局維持管理防災課の永山秀明維持担当課長に聞いた。

## 平成25年3月豪雪を受けて

平成25年3月1日から3日にかけて道東地方を襲った暴風雪は、最大瞬間風速は湧別町で観測史上最大の秒速30.4m、中標津町でも23.7mを記録。国道23路線、道道124路線が通行止めとなり、吹雪の中立ち往生する車は929台にのぼり、自動車に乗っていた家族4名が一酸

化炭素中毒で亡くなるなど全道で9名の方が亡くなった。このように道東地域を中心に暴風雪は激しくなっている。

「平成25年3月の暴風雪による大きな被害を踏まえ、道路交通や気象、GISの専門家による委員会を立ち上げました。そして①暴風時の特殊通行規制の拡充、②情報伝達の迅速化と情報が伝わったかどうかを確認するシステムの確立、③リアルタイムに伝える取り組み、④情報を



オホーツク・釧路根室地方の暴風雪警報発表回数と継続時間  
(H20年11月～H27年4月) (気象協会H20-H26年度 注警報発表履歴)

多重に伝える仕組みづくり、⑤危険を伝える表現の工夫、  
⑥暴風雪に備える意識啓発への取り組みといった六つの提言をいただきました」

北海道建設部建設政策局維持管理防災課 永山秀明  
維持担当課長が紹介した委員会は、平成25年7月30日に立ち上がった萩原亨北海道大学大学院教授他4人の委員による「道路管理に関する検討委員会」。委員会は上記の内容を盛り込んだ提言書を平成25年10月29日、北海道知事に提出した。これを受けた道路管理充実強化方針が策定され、すぐに次の冬から実行に移された。

そして二冬を経過した平成27年、取り組み状況を検証すべく再度「道路管理に関する検討委員会」が開かれ、9月25日に新たな提言がなされた。そこには「本検討委員会では、平成25年度からの取り組みを継続しつつ、課題解決のための対策に焦点を当て、平成25年度に提言した六つの取り組みの強化に加え、除雪体制に関する7番目の取り組みを新たに追加した」とある。北海道が取り組む暴風雪災害を軽減するための7項目について概要を紹介する。

### 暴風雪時の通行規制(予防的な通行規制)

項目①は「暴風雪時の通行規制」。平成25年3月の暴風雪では多くの車が立ち往生したことから、異常気象の場合に早めに通行規制を行う「特殊通行規制区間」の拡充が提言された。

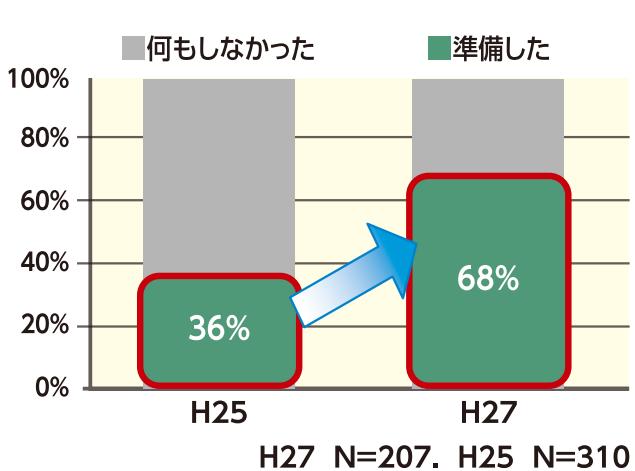
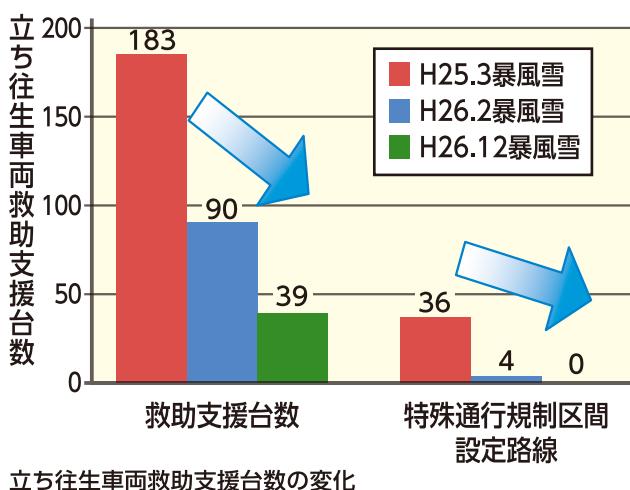
平成25年以前に特殊通行規制区間は2区間(4.8km)であったが、提言を受けて28区間(310.9km)と大幅に拡充。通行規制も早めに行われるようになった。



看板設置状況 下川雄武線

この結果、暴風雪時の立ち往生車両救助支援台数が平成25年3月暴風雪の183台から平成26年12月暴風雪では39台と目に見える形で減少した。通行規制への周知強化もあわせて行われたため、平成26年度に行ったアンケートでは、早めの通行規制に理解を示す声が多数寄せられた。平成27年度の新たな取り組み方針では通行規制に対する周知をもっと強化する必要があるとし、看板等の増設や地元広報誌、ホームページ等による周知に取り組むとしている。

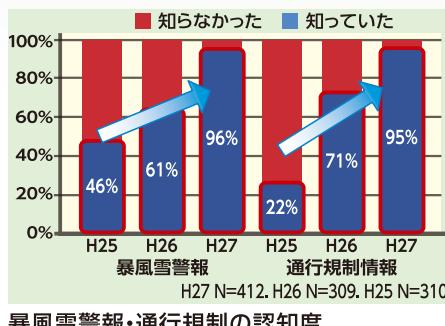
ただし早めの通行規制は被害を防ぐのには有効だが、長引けば地域の生活や経済に影響を与えることも事実である。そこで早期の通行規制解除、または気象に応じた段階的な通行規制解除も新たな取り組みとして盛り込まれた。



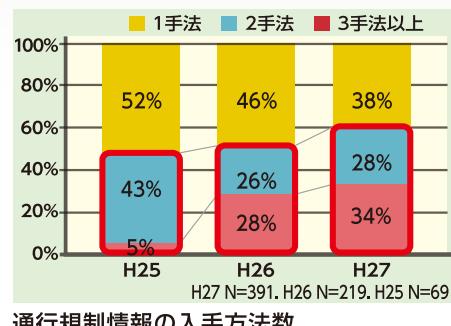
暴風雪時の外出時の事前準備の有無  
(第1・第2回検討委員会資料より)

## 情報伝達の迅速化と リアルタイム情報の提供

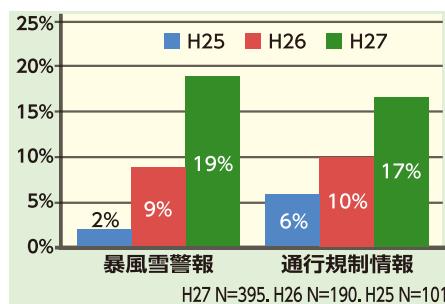
項目②は「情報伝達の迅速化」。冬期の道路交通情報の伝達について、ファックスを使った情報配信システム「i-FAX(アイファックス)」が活躍した。このことから、通行規制前のファックス発信や配信箇所の拡充が進み、



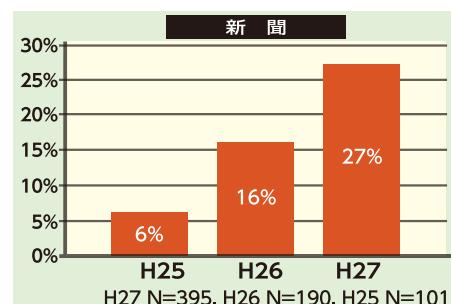
暴風雪警報・通行規制の認知度



通行規制情報の入手方法数



市町村からのメールサービスやSNS等の通知



方法別の暴風雪警報発表の入手状況

められてきた。またファックスは受信機の制約によって通信に時間がかかる場合があるため、これを補うため自治体の業務パソコンにも電子メールを送信することとした。

このような取り組みによって、平成26年2月の暴風雪後に行った網走・釧路建設管理部管内の自治体ヒアリングの結果、多くの自治体から「適切なタイミングで多重の情報入手が出来た」と回答を得ている。

項目③の「リアルタイム情報の提供」では「VICS(ビックス／道路交通情報通信システム)」を活用したカーナビへの規制情報の提供が32路線から197路線へと大幅に拡張された。また、新聞テレビなどマスコミ報道の効果もあり、規制情報を知る人が平成25年度の22%から平成27年度には95%と大幅に増えた。規制情報の伝達方法が多様化する中、今後も情報手段の高度化に合わせた情報提供のさらなる工夫が必要としている。

## 情報発信拠点の拡充と情報表現の工夫

項目④の「情報発信拠点の拡充」では、暴風雪時の情報発信拠点としてコンビニエンスストアの協力店をこれまでの258店舗から1,667店舗へ、i-FAX協力店を48店舗から1,048店舗に拡張した。今後はコンビニエンスストアの拡張とともに地域の防災無線、コミュニティFM局にも協力を求めていく。テレビ局にも協力を求め、番組内のテロップやデータ放送への情報提供を進める。

項目⑤「情報表現の工夫」では、気象台と連携し、暴風雪に対する道路利用者の危機意識・防災意識が向上するよう、「数年に一度の猛ふぶきのおそれがあります」「外出を控えてください」などの分かりやすい表現を使用。気象台では、新たなステージに対応した防災気象情報の提供として、時系列で危険度を色分けするなど、より分かりやすくする工夫をしていく計画である。

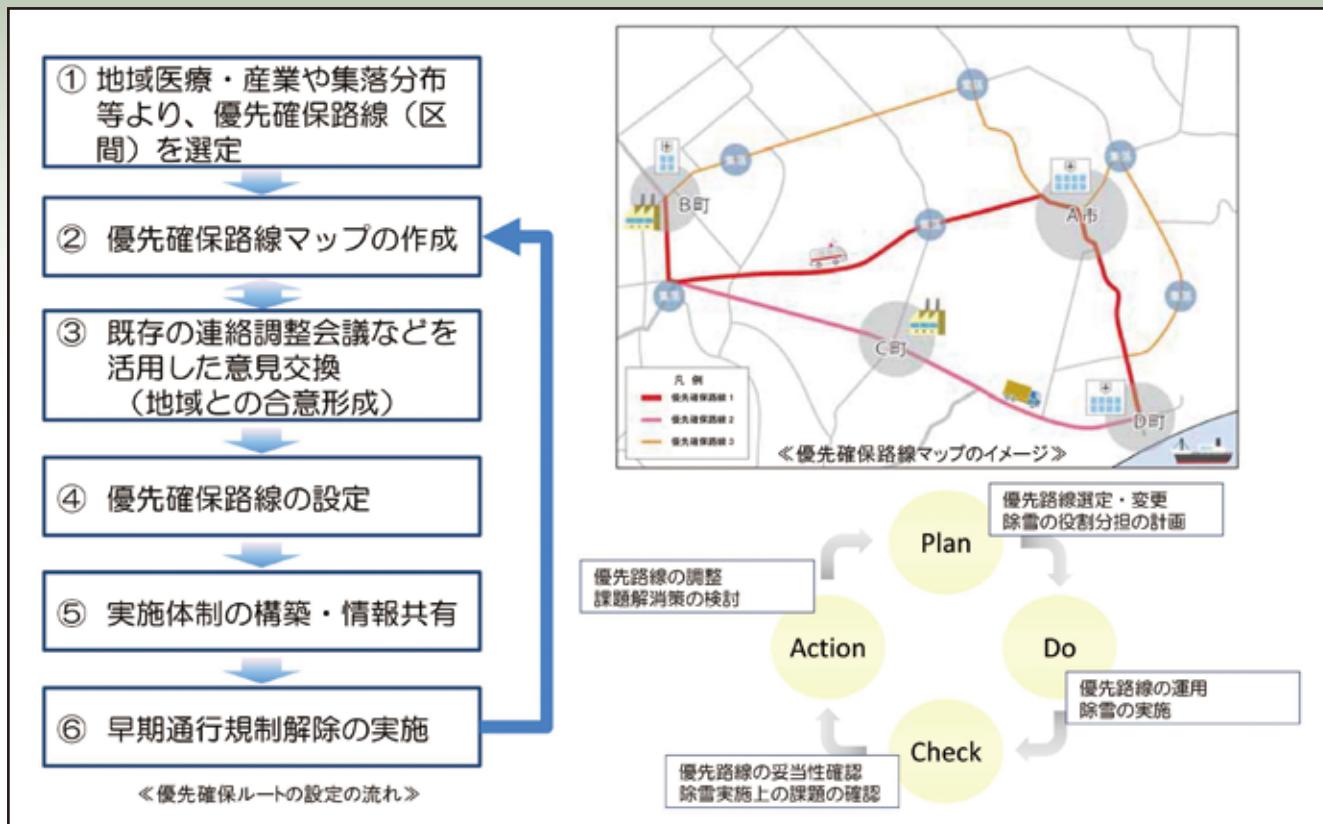
また情報が道路利用者に届いたとしても、それが活用さ

れなければ意味はない。悪天候時にどのような行動を取ったら良いのか、項目⑥「平時の意識啓発」の重要性も強調された。既存の注意喚起パンフレットを活用した啓発活動に加え、今冬はスタッフ防止や除雪への協力を求める意識啓発を強化する。

「気象情報や道路情報を見ながら、皆様に迅速に分かりやすくお届けする努力をしています。そこで道路利用者の皆さんにも、これらの情報を積極的に活用いただき、危険な時には運転を控える、立ち往生しないための準備をするなど、具体的な行動につなげていただければと思います」と永山秀明課長は言う。



暴風雨対策啓発資料(リーフレット)



#### 優先確保ルートの設定・運用

- ・連絡調整会議などを活用した地域との合意形成
- ・優先確保路線マップの作成、連携した除雪の実施(PDCAサイクルの実践)

## 除雪体制・連絡体制

平成27年度に再度立ち上がった「道路管理に関する検討委員会」で新たな課題として指摘されたのが項目⑦「除雪体制・連絡体制の整備」だ。通行規制の長時間化による地域への影響の軽減が新たな課題とされ、通行規制に関する理解の促進と早期の通行規制解除を目的とし、今冬から、段階的な通行規制解除、優先確保ルートの設定、除雪作業の進捗状況の関係機関との情報共有をモデル地区を設定して試行する。また、中長期的には、除雪車の計画的新更新・増強、除雪オペレータの確保・育成などについて検討を進める予定。

オペレータの確保育成については、「維持・除雪業務にかかる功労者表彰」が平成27年度から行われる。

「今や除雪はされていて当たり前。除雪で通行止めなどがあると誘導員の方がドライバーから罵声を浴びせられる場合も見受けられます。しかし除雪に携わる方は昼夜を問わず努力されており、地域に貢献するたいへん重要な仕事です。除雪オペレータ等の従事者の方々の意識の高揚と育成強化を図るとともに、維持管理、除雪業務の社会的評価

と従業員の方々の地位の向上につながればと思います」と語る永山秀明課長。暴風雪から地域を守ることは、除雪に従事する人を守ることもある。

## 【安定的な除雪体制の確保】

- 除雪機の確保：道保有機械の市町村及び除雪受託者への売り払い試行
- 除雪業務の担い手確保：長期契約制度の一部地域試行(雇用・経営安定化)、受託者との意見交換会の全道展開
- 除雪オペレータの確保・育成：研修等の開催協賛、受託業者への参加周知
- 除雪業務の社会的評価と従業員の地位の向上  
**[維持・除雪作業に係る功労者表彰制度の設立]**  
表彰により除雪オペレータ等の従事者の意識の向上と育成強化を図るとともに維持管理、除雪業務の社会的評価と従業員の地位の向上を目指すもの